

労災 保険

請求(申請)のできる保険給付等

～全ての被災労働者・ご遺族が
必要な保険給付等を確実に受けられるために～

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

～はじめに～

このパンフレットは、労働者が仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合や亡くなった場合に、ご本人やご遺族が労災保険で受けられる保険給付等の種類とその内容について、一般的に考えられるケースごとにご案内しています。請求忘れがないようにご確認ください。

なお、詳細な給付内容については、最寄りの労働基準監督署において、説明を受けた上で、給付に関する各リーフレットを別途ご確認ください。

～目次～

I	仕事又は通勤が原因でケガや病気になった場合	2ページ
II	仕事又は通勤が原因で親族が亡くなった場合	5ページ
III	既に労災保険給付を受けている場合	9ページ
IV	会社の健康診断で異常の所見があると診断された場合	13ページ
V	I～IIIに共通して当てはまる場合	14ページ
VI	チェックシート	15ページ

I 仕事又は通勤が原因でケガや病気になった場合

仕事又は通勤が原因でケガをしたり、疾病（病気）にかかってしまった場合、病院での療養の費用（治療費）は、労災保険から支給されるのでしょうか。



- ① 労災病院などの労災指定医療機関等において、原則として無償で治療を受けることができます(療養の給付)。
- ② 労災指定医療機関以外で治療を受けた場合についても、療養(補償)給付として費用の支払いを受けることができます(療養の費用の支給)。
- ③ 通院するための交通費についても、一定の要件を満たせば支払いを受けることができます(療養の費用の支給)。

療養（補償）給付（療養の給付、療養の費用の支給）

<請求方法>

- ・療養の給付・・・労災指定医療機関を經由して労働基準監督署に請求書を提出
- ・療養の費用の支給・・・直接、労働基準監督署に請求書を提出

<留意点>

- ① 診療・治療等は労災病院又は労災指定医療機関で受けるのが原則です。
- ② 療養(補償)給付は、傷病が治ゆ(症状固定)するまで給付を受けることができます。

時効・・・療養の費用を支出した日ごとに請求権が発生し、その翌日から2年(療養の給付については時効は問題となりません)

通院費（療養（補償）給付のうちの一つです。）

<支給要件のポイント>

- ①と②の両方の要件を満たす場合に支給されます。
- ① 労働者の居住地又は勤務地から、原則として片道2km以上の通院であること
 - ② 同一市町村内の適切な医療機関へ通院した場合であること(同一市町村内に適切な医療機関がない場合等にも支給が認められることがあります。)

<支給内容>

通院に要した費用の実費相当額が支給されます。

<請求方法>

直接、労働基準監督署に請求書を提出

時効・・・費用を支出した日ごとに請求権が発生し、その翌日から2年

ケガの治療のため会社を休んだ場合、どのような補償が受けられるのでしょうか。



療養のために労働することができない場合に賃金を受けていなければ、休業4日目から休業（補償）給付を受けることができます。1日につき、給付基礎日額の80%（保険給付60%＋特別支給金20%）が支給されます。「給付基礎日額」には、原則として事故直前3か月分の賃金を暦日数で割ったもの（平均賃金）が用いられます。

例) 月々20万円の賃金を受けており、賃金締切日が毎月末日で、事故日が10月である場合
 $20万円 \times 3ヶ月 \div 92日 (7月(31日) + 8月(31日) + 9月(30日)) \approx 6,522円$

→ つまり、休業1日につき給付基礎日額の80%にあたる5,217円が支給されます。

→ 上記の「賃金」には、臨時的に支払われた賃金、3か月を超える期間ごとに支払われる賃金は含まれません。
なお、「3か月を超える期間ごとに支払われる賃金」は遺族特別年金等の額を定める場合の「算定基礎日額」に反映されます。

休業（補償）給付

関連保険給付等：休業補償特別援護金

<支給要件のポイント>

①～③のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 業務上の事由又は通勤による負傷や疾病による療養であること
- ② 労働することができないこと
- ③ 賃金を受けていないこと

<支給内容>

休業日4日目から、休業1日につき給付基礎日額の80%（保険給付60%＋特別支給金20%）が支給されます。

<留意点>

休業の初日から3日目までは労災保険からは支給されません。この間は業務災害の場合、事業主が休業補償（1日につき平均賃金の60%）を行うことになっています。

<請求方法>

直接、労働基準監督署に請求書を提出

時効・・・賃金を受けない日ごとに請求権が発生し、その翌日から2年

事業場が廃止された等の理由により、会社が払うべき待期期間（休業の初日から3日目までの3日間をいいます。）の補償を受けることができない場合、労災から支援を受けることはできないのでしょうか。



業務上の疾病に関して、待期期間3日間の休業補償を受ける見込みがない場合、一定の要件を満たすことで、休業補償特別援護金により、待期期間3日分の補償を受けることができます。

休業補償特別援護金

関連保険給付等：休業補償給付

<支給要件のポイント>

事業場の廃止又は事業主の行方不明後に疾病の発生が確定した場合などで待期期間（休業の初日から3日目までの3日間をいいます。）に係る休業補償を受けられない場合

<支給内容>

休業補償給付の3日分に相当する額の援護金が支給されます。

<請求方法>

直接、労働基準監督署へ申請書を提出